

## ○入札監視委員会に関する規程

平成31年4月2日

規 程 第 8 号

### (趣旨)

第1条 本要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、事務局その他の委員会の設置等について必要な事項を定めるものである。

### (委員会の事務)

第2条 委員会は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社代表取締役社長（以下「社長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が発注した工事・建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）、役務の提供等及び物品の製造等（以下「役務・物品等」という。）に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 会社が発注した工事等及び役務・物品等のうち委員会が抽出したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 三 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
  - イ 入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものに係るものは除く。）
  - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起
- 四 会社の指名停止措置の運用状況等についての報告を受けること。

### (委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、社長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員4人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員については、再任を妨げない。ただし、5年を越えて委員の職を継続することはできない。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 第2条第1号、第2号及び第4号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、年1回以上開催する。

- 2 第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 3 前二項に規定する会議（以下「会議」という。）は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。
- 4 会議は、委員総数の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- 6 緊急やむを得ない事情があり、会議が開催できない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることを決することができる。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

- 2 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第7条 抽出は、別に定める無作為の方法によって行う。

(意見の具申又は勧告)

第8条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、契約職取締役に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

- 2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行うものとする。

(再苦情処理)

第9条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を契約職に報告とともに、公表を行う。
- 3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第10条 委員は、第2条第2号又は第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内

の親族の利害に關係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第11条 委員は第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、管理部契約・購買課が処理する。

(報告の様式)

第13条 定例会議における報告の様式は、別に定めるところによる。

#### 附 則

1. この規程は、平成31年4月2日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、入札監視委員会設置要領（平成16年4月1日要領第19号）は廃止する。